

調査事項① Court of Arbitration for Sport における仲裁手続

## CAS アンチ・ドーピング部仲裁ガイド

A Guide to the Anti-doping Division in Olympic Games

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

2019/03/29



## Table of Contents

第1	はじめに .....	1
1	来歴 .....	1
2	設置場所 .....	1
	(1) リオ大会 .....	1
	(2) 平昌大会 .....	2
3	係属事案数 .....	2
4	本書の対象 .....	3
第2	手続編 .....	4
1	総則 .....	4
	(1) 管轄 .....	4
	(2) 仲裁地及び手続準拠法 .....	5
	(3) 仲裁言語 .....	6
	(4) 事務局 .....	6
	(5) 代理及び補佐 .....	6
	(6) 通知 .....	7
	(7) 実体準拠法 .....	7
2	仲裁の申立て .....	8
	(1) 当事者 .....	8
	(2) 申立手続き .....	8
	(3) 仲裁手続の開始時 .....	9
	(4) 申立ての併合 .....	9
3	仲裁人・仲裁パネル .....	10
	(1) 仲裁パネルの構成 .....	10
	(2) 仲裁人の忌避・回避 .....	11
4	暫定的資格停止の申立てに対する決定 .....	11
	(1) 暫定的資格停止の種類 .....	12
	(2) 決定権者 .....	12
	(3) 暫定的資格停止の決定に至る手続 .....	12
	(4) 暫定的資格停止の自発的な受け入れ .....	12
	(5) 暫定的資格停止の解除 .....	13
5	審理手続 .....	13
	(1) 手続進行の原則 .....	13
	(2) 答弁書の提出 .....	13
	(3) 証拠の提出 .....	13

(4) 審問.....	14
6 仲裁判断.....	14
(1) 仲裁判断の種類.....	14
(2) 仲裁判断の作成・通知.....	15
(3) 仲裁判断の効力.....	17
(4) 仲裁費用とその負担割合の判断.....	17
(5) 仲裁判断の公開.....	17
7 不服申立て.....	18
(1) アンチ・ドーピング部特有の不服申立方法.....	18
(2) 不服申立期限.....	18
(3) 不服申立権者.....	18
<b>第3 ケース編.....</b>	<b>19</b>
1 事案の傾向分析.....	19
(1) 出場資格 (Eligibility) 事案は扱えないこと.....	19
(2) リオ大会の事案.....	19
(3) 平昌大会の事案.....	19
2 各大会における判断の要旨.....	22
(1) リオ大会.....	22
(2) 平昌大会.....	32

作成者

弁護士 杉山 翔一 (Field-R 法律事務所/チューリッヒ大学客員研究員)

## 第1 はじめに

### 1 来歴

スポーツ仲裁裁判所 (Court of Arbitration for Sport、以下「CAS」という) のAnti-doping Division (以下「アンチ・ドーピング部」という) は、2016年のリオ・デ・ジャネイロ夏季オリンピック大会 (以下「リオ大会」という) において初めて設置されたCASの臨時の仲裁手続を実施する部門である<sup>1</sup>。アンチ・ドーピング部の仲裁手続は、同じくオリンピック大会において開催都市に臨時に設置される別部門であるAd hoc Division (以下「アドホック部」という) の仲裁規則とほぼ同一の仲裁手続である<sup>2</sup>。

2016年のリオ大会以前のオリンピック大会においては、国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee、以下「IOC」という) の規律委員会が、IOCアンチ・ドーピング規則違反に関する処分の第一審としての機能を果たしていた。その後、オリンピックアジェンダ 2020の中で、アンチ・ドーピングを競技団体から独立させたものとするのが構想されたことを踏まえ<sup>3</sup>、オリンピック憲章 59.2.4項に基づいて設置されたのがアンチ・ドーピング部である<sup>4</sup>。リオ大会、それに続く2018年平昌冬季オリンピック大会 (以下「平昌大会」という) において<sup>5</sup>、アンチ・ドーピング部は、大会中のIOCアンチ・ドーピング規則違反の疑いに対し、決定を下す第一審としての機能を果たした<sup>6</sup>。

## 2 設置場所

### (1) リオ大会

リオ大会のアンチ・ドーピング部が設置された施設・住所、連絡先、部長・副部長とその国籍、仲裁人とその国籍は、次のとおりであった<sup>7</sup>。

施設名 : Windsor Oceanico Hotel

住 所 : Rua Martinho de Mesquita 129, Rio de Janeiro, RJ, 22620-220, Brazil

Email : [antidoping@tas-cas.org](mailto:antidoping@tas-cas.org)

President: Ms Carole Malinvaud (France)

Deputy President: Judge Ivo Eusebio (Switzerland)

<sup>1</sup> CAS, Press Release issued on January 30, 2018: "Rio 2016 Olympic Games - The CAS has opened its two temporary offices to resolve legal disputes and doping cases on the site of the Rio 2016 Olympic Games", Available at: [https://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/Media\\_Release\\_CAS\\_Rio\\_ENG.pdf](https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Media_Release_CAS_Rio_ENG.pdf) (2019.3.25 アクセス)

<sup>2</sup> Despina Mavromati, *The Rules governing the CAS Anti-Doping and Ad Hoc Divisions at the Olympic Games*, (August 29, 2016). Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2816482> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.2816482>

<sup>3</sup> IOC, *Olympic Agenda 2020*, <https://www.olympic.org/olympic-agenda-2020> (2019.3.25 アクセス)

<sup>4</sup> IOC, Press Release issued on March 1st, 2018: *IOC makes doping results management and sanctioning independent*, Available at: <https://www.olympic.org/news/ioc-makes-doping-results-management-and-sanctioning-independent> (2019.3.25 アクセス)

<sup>5</sup> CAS, Press Release issued on January 30, 2018: "CAS has opened its temporary offices on the site of the PyeongChang Winter Olympic Games". Available at: [https://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/Media\\_Release\\_PyeongChang\\_2018\\_II.pdf](https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Media_Release_PyeongChang_2018_II.pdf) (2019.3.25 アクセス)

<sup>6</sup> 前掲注2)・Mavromati

<sup>7</sup> CAS, Press Release issued on July 16, 2018: "Rio 2016 Olympic Games - The CAS has opened its two temporary offices to resolve legal disputes and doping cases on the site of the Rio 2016 Olympic Games" Available at: [https://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/Media\\_Release\\_CAS\\_Rio\\_ENG.pdf](https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Media_Release_CAS_Rio_ENG.pdf) (2019.3.25 アクセス)

仲裁人:

- Mr Juan Pablo Arriagada Aljaro (Chile)
- Mr Efraim Barak (Israel)
- The Hon. Michael Beloff QC (UK)
- The Hon. Hugh L. Fraser (Canada)
- Prof. Dr Michael Geistlinger (Austria)
- The Hon. Dr Tricia Kavanagh (Australia)

## (2) 平昌大会

平昌大会のアンチ・ドーピング部の施設・住所、連絡先、部長・副部長とその国籍、仲裁人とその国籍は、次のとおりであった<sup>8</sup>。

施設名 : Tower Condominium

住所 : First Floor, Cheoljuk Room 715 Olympic-ro, Daegwalnyeong-myeon  
Pyeongchang-gun, Gangwon-do

Email : antidopingdivision@tas-cas.org

President: Judge Ivo Eusebio (Switzerland)

Deputy President: Ms Tjasa Andréa-Prosenč (Slovenia)

仲裁人:

- Prof. Dr. Jens Ewald (Denmark / New Zealand)
- Mr Ken Lalo (Israel)
- Mr Markus Manninen (Finland)
- Prof. Cameron Myler (USA)
- Ms Janie Soublière (Canada)
- Judge Mark Williams SC (Australia)

## 3 係属事案数

リオ大会及び平昌大会に関連し、アンチ・ドーピング部に係属した事案数の合計は、以下の表1の通り、合計17件である<sup>9</sup>。

(表1) CASのアンチ・ドーピング部門の事案数

年	大会	AD事案数(件)	公開仲裁判断数(件) <sup>10</sup>
2016	リオ大会	13	10
2018	平昌大会	4	1
	合計	17	11

<sup>8</sup> CAS, Press Release issued on January 26th, 2018: "CAS prepares to open two temporary offices for the PyeongChang Winter Olympic Games", Available at:

[https://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/Media\\_Release\\_PyeongChang\\_2018.pdf](https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Media_Release_PyeongChang_2018.pdf) (2019.3.25 アクセス)

<sup>9</sup> CAS, *Statistics 1986-2016*, Available at: [https://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/CAS\\_statistics\\_2016\\_.pdf](https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/CAS_statistics_2016_.pdf) (2019.3.25 アクセス)

<sup>10</sup> CAS ウェブサイトによる事案が見つかった件数をさす。公開判断には中間判断も含まれるが、同一事案の中間判断と本判断は1件として計上している。

#### 4 本書の対象

本書では、リオ大会<sup>11</sup>及び平昌大会<sup>12</sup>におけるアンチ・ドーピング部の仲裁規則を前提に、①アンチ・ドーピング部の手続及び②リオ大会及び平昌大会において生じた事例を紹介する。

なお、CASは、2019年1月1日より、常設のアンチ・ドーピング部を新たに設置している<sup>13</sup>。常設アンチ・ドーピング部は、IOCアンチ・ドーピング規則違反だけでなく、CASに権限を委任した国際競技団体や競技大会主催機関のアンチ・ドーピング規則違反事件の第一審としての機能を果たすことを役割としている部門である。常設アンチ・ドーピング部に関するCAS規程には、2016年、2018年の規則のように、オリンピック大会中であることを考慮した特別の規定は見当たらないため<sup>14</sup>、東京大会では、リオ大会と平昌大会と同様に、アンチ・ドーピング部の特別規程が作られることが想定される。よって、本書で使用する「アンチ・ドーピング部」という用語は、2019年1月1日に設置された常設アンチ・ドーピング部とは区別された、オリンピック大会期間中の臨時のアンチ・ドーピング部を指す用語として用いる。

---

<sup>11</sup> CAS, *Arbitration Rules applicable to the CAS Anti-doping Division(2016)*, Available at [https://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/Arbitration\\_Rules\\_for\\_the\\_Anti-doping\\_Division\\_\\_final\\_.pdf](https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Arbitration_Rules_for_the_Anti-doping_Division__final_.pdf) (2019.3.25 アクセス)

<sup>12</sup> CAS, *Arbitration Rules applicable to the CAS Anti-doping Division(2018)*, Available at : [https://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/Arbitration\\_Rules\\_for\\_the\\_Anti-doping\\_Division\\_2018.pdf](https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Arbitration_Rules_for_the_Anti-doping_Division_2018.pdf) (2019.3.25 アクセス)

<sup>13</sup> CAS, Press Release issued on December 28, 2018: “*ICAS Composition 2019-2022 / Launch of the permanent CAS Anti-Doping Division*”. Available at: [https://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/ICAS\\_media\\_release\\_-\\_ICAS\\_2019-2022.pdf](https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/ICAS_media_release_-_ICAS_2019-2022.pdf) (2019.3.25 アクセス)

<sup>14</sup> CAS, *Arbitration Rules for CAS Anti-Doping Division*, Available at: [https://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/Arbitration\\_Rules\\_applicable\\_to\\_the\\_CAS\\_Anti-Doping\\_Division\\_\\_Jan\\_2019\\_.pdf](https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Arbitration_Rules_applicable_to_the_CAS_Anti-Doping_Division__Jan_2019_.pdf) (2019.3.25 アクセス)

## 第2 手続編

### 1 総則

#### (1) 管轄

##### ア 取扱事案

アンチ・ドーピング部の権限は、オリンピック憲章 59.2.4 項及びIOCアンチ・ドーピング規則（以下「IOC ADR<sup>15</sup>」という）8.1.1 項<sup>16</sup>に基づき、IOC ADR違反の疑いが主張された場合に、第一審の機関として、当該主張に対する決定を下すことである（アンチ・ドーピング部（以下「ADD」）という）仲裁規則<sup>17</sup>1条）。よって、アンチ・ドーピング部が取り扱う事案は、IOC ADR違反の第一審の判断であって、出場資格（Eligibility）に関わる事案など、IOC ADR違反以外の事項について扱うことはできない（[CAS AD 16-001](#)）。

##### イ 管轄違いの移送

通常CASの仲裁手続を定めるCAS規程においては、上訴仲裁部から通常仲裁部（又はその逆）への移送が可能とされている（CAS規程S20 参照）<sup>18</sup>。ここから、申立人が、管轄を間違えて、出場資格（Eligibility）に関わる事案などをアンチ・ドーピング部に仲裁を申し立てた場合に、アドホック部に当該事案を移送できるかが問題になる。

この点、アドホック部とアンチ・ドーピング部とは、それぞれに別に定められた仲裁規則があるため、アンチ・ドーピング部は、管轄違いの事件を、アドホック部へ移送することはできない（[CAS AD 16-001](#)）<sup>19</sup>。

##### ウ パネルの判断権限の範囲

リオ大会時のアンチ・ドーピング部の判断権限は、オリンピックの出場資格やオリンピックにかかる成績取消しに留まり、それ以外の制裁（例えば、オリンピック以降の出場資格、資格停止期間）の判断権限は、関係する競技者のIFに委ねられていた（リオ大会ADD規則1条参照）<sup>20</sup>。

<sup>15</sup> IOC Anti-Doping Regulation applicable to the Olympic Winter Games PyeongChang 2018. Available at <https://www.olympic.org/~media/Document%20Library/OlympicOrg/IOC/What-We-Do/Protecting-Clean-Athletes/Fight-against-doping/EN-Anti-Doping-Rules-PyeongChang2018.pdf?la=en> (2019.3.25 アクセス)

IOC Anti-Doping Regulation the Games of the XXXI Olympiad, in Rio de Janeiro, in 2016. Available at <https://www.wada-ama.org/sites/default/files/ioc-anti-doping-rules-rio-2016-en.pdf> (2019.3.25 アクセス)

<sup>16</sup> IOC8.1 項 Where the IOC decides to assert an anti-doping rule violation, the IOC shall promptly file an application with the CAS Anti-Doping Division as per the CAS Anti-Doping Rules.

<sup>17</sup> 以下特に断らない限り、最も直近の平昌大会のときのアンチ・ドーピング部仲裁規則を指す。

<sup>18</sup> CAS 規程 R20 は、「In the event of a change of circumstances during the proceedings, the CAS Court Office, after consultation with the Panel, may assign the arbitration to another Division.」と、上訴仲裁部又は通常仲裁部での手続開始後に、係属部門を変更できることを定めている。

<sup>19</sup> 前掲注 2) Mavromati.

<sup>20</sup> 前掲注 2) Mavromati.

他方、平昌大会のアンチ・ドーピング部は、関係するIOC及びIFに代わり、オリンピック大会後の制裁を課す権限も有する（平昌大会ADD規則 1 条参照）。そのため、平昌大会時のアンチ・ドーピング部の場合、申立人には常にIFが加わっており、審問の開催が一回で済むようになっている<sup>21</sup>。

平昌大会時にアンチ・ドーピング部に係属した事案をみると、違反の疑いのある分析報告が出て、暫定的資格停止を自発的に受け入れた競技者に対しては、オリンピック大会中に中間判断や終局的な仲裁判断（ADD 規則 21 条）を出すことは行われていなかった（CAS AD 18/001、同 18/002 及び同 18/004）。他方、競技者が暫定的資格停止を受け入れない場合は、アンチ・ドーピング部のパネルが中間判断（ADD 規則 21 条）を実施した上で、暫定的資格停止処分を課していた（CAS AD 18/003）。

オリンピック期間後の手続においては、IOC は申立人から離脱し、関係する IF のみが申立人として残り、競技者との間で、アンチ・ドーピング部における手続に参与することになる。

以上のとおり、リオ大会と平昌大会のアンチ・ドーピング部では、アンチ・ドーピング部がオリンピック大会後の制裁を科すことができるか、という点で違いが見られた。東京大会は、平昌大会に近い形で運用がされるものと予想される。

## エ 過去にオリンピック大会において採取された検体

アンチ・ドーピング部は、オリンピック大会の際に採取された検体の再分析に関連する事案についても、管轄権を有する（ADD 規則 1 条）。つまり、リオ大会以降は、当該大会で採取された検体が再分析された結果として、アンチ・ドーピング違反時間が生じた場合は、アンチ・ドーピング部が管轄権を有することになった。

なお、関係者の同意がある場合、リオ大会より前のオリンピック大会の際に採取された検体の再分析によって生じたドーピング違反の疑いについても、アンチ・ドーピング部が管轄の付託を受けることが可能である（ADD 規則 1 条）。

### （2）仲裁地及び手続準拠法

アンチ・ドーピング部の仲裁地は、オリンピック大会の開催地やどこで審問を開催するかにかかわらず、スイス・ローザンヌである（ADD 規則 7 条）。仲裁地がスイス・ローザンヌであることは、CAS の通常仲裁部及び上訴仲裁部での仲裁、アドホック部での仲裁と同様である（CAS 規程 R28、アドホック部仲裁規則 7 条）。

また、アンチ・ドーピング部における仲裁は、スイス国際私法典第 12 章が適用される国際仲裁である（ADD 規則 7 条）。

---

<sup>21</sup> CAS, Press Release issued on February 13, 2018: “First case registered by the CAS Anti-doping Division in Pyeongchang” Available at [https://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/Media\\_Release\\_ADD1\\_.pdf](https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Media_Release_ADD1_.pdf) (2019.3.25 アクセス)

### (3) 仲裁言語

上訴仲裁及び通常仲裁においては、当事者の合意により、仲裁言語として、英語又はフランス語以外の言語を使用することも可能とされているが(CAS規程R29但書)<sup>22</sup>、アンチ・ドーピング部の仲裁言語は、英語又はフランス語に限られており、異なる言語を使用する可能性が、規則上定められていない(ADD規則6条)。これは、アンチ・ドーピング部には、オリンピックの開催地に設置される都合上、6名の仲裁人しかおらず、英語又はフランス語以外の言語を仲裁言語とすると、迅速に手続を進めることができないこと、無料の通訳サービスを用意していること(ADD規則22条)<sup>23</sup>が理由と思われる<sup>24</sup>。

仲裁言語を英語とフランス語のいずれとするかの決定権は、アンチ・ドーピング部の部長が有する(ADD規則6条)。もっとも、リオ大会及び平昌大会においては、アンチ・ドーピング部の事案はすべて、「英語」で行われている。

### (4) 事務局

アンチ・ドーピング部は、オリンピック大会の開催中、開催都市に事務局を置く(ADD規則5条)。上記第1の2(1)及び(2)のとおり、リオ大会の開催中は、Windsor Oceanico Hotel、平昌大会の開催中は、Tower Condominium に事務局が置かれた。

オリンピック大会の終了後は、アンチ・ドーピング部の事務局はローザンヌのCAS本部事務所に置かれる。

### (5) 代理及び補佐

アンチ・ドーピング部の手続において、当事者及び利害関係人は、代理又は補助を受けることができる(ADD規則8条)。

CAS 仲裁においては、代理人が資格を有する弁護士であることは求められていないが、IOC ADR を含むアンチ・ドーピング規則の解釈には、高度の専門性が求められ、迅速な対応も必要とされることから、アンチ・ドーピング部の手続を進める上では代理人弁護士の活用が有用である。

とりわけ、オリンピックで開催都市を訪れる選手団や競技者は、必ずしも当該開催国に顧問弁護士を連れてきているわけではないため、当該開催国の現地弁護士を活用することが考えられる。少なくとも、リオ大会においては、リオ・デ・ジャネイロ弁護士会の主催により、プロボノ代理サービスが実施されており<sup>25</sup>、中国国籍の競技者が

<sup>22</sup> Despina Mavromati & Matthieu Reeb, *The Code of the Court of Arbitration for Sport: Commentary, Cases and Materials*, Wolters Kluwer 2015, pp. 76-89.

<sup>23</sup> アドホック部では、当事者は、自己の通訳人の費用を負担しなければならない(アドホック部仲裁規則22条)。アンチ・ドーピング部とアドホック部とは通訳サービスの費用に関する定めが大きく異なっている。

<sup>24</sup> 前掲注2) Mavromati.

<sup>25</sup> CAS, *Activities of the CAS Divisions at the Olympic Games Rio 2016*, Available at:

アンチ・ドーピング部の手続において、プロボノ弁護士を利用している ([CAS AD 16/005](#))。

## (6) 通知

アンチ・ドーピング部からの通知は、書面によって、又は、電子メールによって、行われる (ADD 規則 9 条)。これらの通知の送付・送信先は、当事者の本店所在地、居所若しくはオリンピック大会開催地における住所、又は電子メールアドレス宛てである (ADD 規則 9 条)。

また、当事者は、オリンピック大会の開催地にあるアンチ・ドーピング部事務局に、申立書を除く通知を、書面又は電子メールで行うことができる (ADD 規則 9 条)。申立書については、必ず書面で行い (ADD 規則 10 条)、アンチ・ドーピング部事務局に到達させなければならない (ADD 規則 9 条)。

なお、オリンピック大会の終了後のアンチ・ドーピング部の手続における当事者からの通知等の送付先は、スイス・ローザンヌにある CAS 本部事務所となる (ADD 規則 9 条)。

## (7) 実体準拠法

### ア 原則

アンチ・ドーピング部の仲裁手続は、スイス国際私法典第 12 章が適用される仲裁事案であるところ、スイス国際私法典第 12 章 187 条 1 項が、適用される準拠法について定めている。

(参考訳)

仲裁廷は、当事者が選択する法に従い、又はこれがない場合には事件と最も密接な関係を有する法に従い、事案を判断する。

これを受け、アンチ・ドーピング部の仲裁規則においては、事案を判断する準拠法について、次のように定めている (ADD 規則 17 条)。

「The Panel shall rule on the dispute pursuant to the IOC ADR, the applicable regulations, Swiss Law and general principles of law.」

(参考訳)

仲裁廷は、IOC ADR、適用される規則、スイス法及び法の一般原則に従い、事案を判断する。

したがって、ADD における準拠法は、IOC ADR、適用される規則、スイス法及び法の一般原則である。

## イ IOC ADR

IOC は、オリンピック大会ごとに、IOC ADR を発行している。

- ・ [リオ大会時のIOC ADR](#)<sup>26</sup>
- ・ [平昌大会時のIOC ADR](#)<sup>27</sup>

東京大会においても、当該大会に関する IOC ADR が制定されることが予想される。

## ウ スイス法及び法の一般原則

アンチ・ドーピング部の仲裁においては、スイス法の適用が主張される。過去のケースでは、スイス法の一部としてヨーロッパ人権条約を含むスイスの **public policy** (公序) の適用が主張されたことがある ([CAS AD 16/011](#))。

また、アンチ・ドーピング部の仲裁においては、法の一般原則の適用が主張される。過去のケースでは、「Principle of Proportionality」(均衡性の原則) とは、課される制裁の内容が、犯した違反に対し均衡がとれたものであることという原則である<sup>28</sup>。アンチ・ドーピング部においても、「Principle of Proportionality」(均衡性の原則) の適用が主張されたことがある ([CAS AD 16/011](#))。

## 2 仲裁の申立て

### (1) 当事者

(平昌大会における) アンチ・ドーピング部の仲裁手続における仲裁の申立人となるのは、IOC、関係する IF である。アンチ・ドーピング部における手続は、IOC の意思によって始まり、IOC の申立て後に、関係する IF が申立ての意思を示した場合に当該 IF が共同申立人となることが認められている (IOC ADR7.1.2 項及び 10.2.2 項)。過去のケースでは、IOC が仲裁を申し立てた 2 時間後に、関係する IF の共同申立人の意思が確認されている ([CAS AD 18-003](#))。

アンチ・ドーピング部の仲裁手続における被申立人は、IOC ADR の違反の疑いのある個人である。

### (2) 申立手続き

#### ア 申立書の作成

IOC 及び関連する IF による仲裁申立ては、書面で行われる (ADD 規則 10 条)。

<sup>26</sup> 前掲注 15) IOC *Anti-Doping Regulation the Games of the XXXI Olympiad, in Rio de Janeiro, in 2016*.

<sup>27</sup> 前掲注 15) IOC *Anti-Doping Regulation applicable to the Olympic Winter Games PyeongChang 2018*

<sup>28</sup> 通常の CAS のアンチ・ドーピング紛争にかかる仲裁においても、「Principle of Proportionality」(均衡性の原則) が適用されることが認められている (CAS 2005/A/830、2005/C/976 & 986、2006/A/1025、TAS 2007/A/1252、CAS 2010/A/2268)。

## イ 申立書の記載事項

IOC 及び関係する IF は、申立書において、以下の事項を記載しなければならない (ADD 規則 10 条)。

- 競技者又はその他の人の住所、電子メールアドレス、及びオリンピック大会開催地における代理人の住所（申立てがオリンピック大会期間中に提出された場合は、オリンピック大会、開催地における IOC オリンピック医科学担当又は責任当局の住所、及び電子メールアドレス、並びにこれらを代理する者のオリンピック大会開催地における住所及び電子メールアドレス）
- 関係する IF 及び NOC の住所、電子メールアドレスのいずれか又は双方。
- 求める請求の内容
- 申立ての基礎となる重要な事実上及び法律上の主張及び証拠
- アンチ・ドーピング部の管轄の根拠に関する主張
- （請求を求める場合）暫定的資格停止の請求

## ウ 申立書の作成言語

上記 1（3）で記載したとおり、アンチ・ドーピング部における仲裁言語は、英語又はフランス語に限定されているため、申立書は、必ず英語又はフランス語のいずれかで作成されなければならない (ADD 規則 10 条)。

## エ 申立費用の有無

申立費用は、無償である (ADD 規則 22 条)。

### (3) 仲裁手続の開始時

スイス国際私法典第 12 章 181 条は、「仲裁手続は、当事者の一方が仲裁合意により定められた仲裁人に申立てをした時、又は、仲裁合意による仲裁人の指定がない場合は当事者の一方が仲裁パネルの選定のための手続を開始した時から開始する。」と定めている。もっとも、ADD 規則（仲裁合意）においては、特定の者を仲裁人とする定めはない。

よって、アンチ・ドーピング部においては、申立書がCAS事務局に受領された時に「仲裁パネルの選定のための手続」が開始するため、申立書がCAS事務局に受領された時が、仲裁の開始時となると解される<sup>29</sup>。

### (4) 申立ての併合

アンチ・ドーピング部に係属中の仲裁に関連する申立てがなされた場合は、アンチ・ドーピング部の部長又は副部長は、当初の紛争を裁定するために選任された仲裁パネ

---

<sup>29</sup> 前掲注 2) Mavromati.

ルに、次いで申立てのなされた紛争を付託することもできる（ADD 規則 11 条パラ 2）。アンチ・ドーピング部の部長又は副部長は、付託を決定するうえで、両事件の関係、当初の事件における手続進行の状況その他一切の事情を考慮する、とされている（ADD 規則 11 条パラ 2）。

過去のケースでは、アンチ・ドーピング部の仲裁手続において、申立てが併合された事案は見当たらない。

### 3 仲裁人・仲裁パネル

#### (1) 仲裁パネルの構成

##### ア 仲裁人リストの作成

CASの運営する権限を有する The International Council of Arbitration for Sport (ICAS) は、オリンピック大会の開始前に、アンチ・ドーピング部の仲裁人リストを公表する（ADD 規則 3 条）。

この仲裁人リストに掲載される仲裁人は、オリンピック大会中いつでも対応可能な者でなければならない（ADD 規則 12 条）。また、利益相反の観点から、アンチ・ドーピング部の仲裁人リストに掲載される仲裁人は、同一のオリンピック大会のアドホック部の仲裁人を兼ねることはできない（ADD 規則 3 条）。加えて、アンチ・ドーピング部の仲裁人リストに掲載される仲裁人は、当該オリンピック大会終了後、上訴仲裁部において、当該オリンピック大会に関連するアンチ・ドーピング事案に関わってはならない（ADD 規則 3 条）<sup>30</sup>。

仲裁人リストの作成の際には、仲裁人の出身国の地理的なバランス、スポーツ団体との関係性がないこと、仲裁人としての能力・経験などが考慮される<sup>31</sup>。とりわけ、アンチ・ドーピング部の仲裁人には、アドホック部の仲裁人には要求されない要件として、「*recognized competence with regard to antidoping matters*」が要求されている（ADD 規則 12 条）。

リオ大会及び平昌大会においては、ICASは、CASの仲裁人一般リスト（*general list*<sup>32</sup>）の中から、アンチ・ドーピング事案の経験を有する仲裁人を選んでいった。各大会でリストに選任された仲裁人は各大会とも 6 名で、出身国は重ならないように選定されていた。東京大会では、常設のアンチ・ドーピング部の仲裁人リスト<sup>33</sup>を活用することが予想される。

リオ大会の仲裁人の出身国（チリ／イスラエル／イギリス／カナダ／オーストリア／オーストラリア）

平昌大会の仲裁人の出身国（デンマーク・ニュージーランド／イスラエル／フィ

<sup>30</sup> 前掲注 2) Mavromati.

<sup>31</sup> 前掲注 2) Mavromati.

<sup>32</sup> List of Arbitrator (general list), <https://www.tas-cas.org/en/arbitration/liste-des-arbitres-liste-generale.html>

<sup>33</sup> 2019 年 3 月 25 日現在、公開されていない。

ンランド／アメリカ合衆国／カナダ／オーストラリア)

#### イ 仲裁人の選任及び通知

仲裁人の選任権は、アンチ・ドーピング部の部長又は副部長が有する（ADD規則 11 条パラ 1）。すなわち、通常仲裁及び上訴仲裁とは異なり、当事者には仲裁人の指名権はない。アンチ・ドーピング部がこのような構造であること理由は、紛争を迅速に解決する必要があること及び仲裁人に対する忌避の申立てを避けることにある<sup>34</sup>。

過去のケースにおいては、同一の競技者が被申立人になる事件において、同一の者が仲裁人として選任されることがある（[CAS AD 16-003](#) 及び [CAS AD 16-006](#)）。

仲裁人の人数は、リオ大会においては、大半のケースが 3 名である。他方、単独仲裁人の事案は 3 件である（[CAS AD 16/008](#)、[CAS AD 16/010](#) 及び [CAS AD 16/011](#)）。

仲裁人の選任は、アンチ・ドーピング部事務局により、当事者に通知される（ADD 規則 11 条パラ 3）。

### （2）仲裁人の忌避・回避

#### ア 仲裁人の独立性

仲裁人は、両当事者から独立していなければならない。また、仲裁人は、独立性を損なう可能性のある事情を直ちに開示しなければならない（ADD 規則 13 条）。

#### イ 仲裁人の辞任・忌避

仲裁人は、その独立性について正当な疑いを生じさせる事情があるときは、辞任しなければならない（ADD規則 13 条）。当該事情があるにもかかわらず、仲裁人が辞任しないときは、当事者は、当該仲裁人を忌避することができる（ADD規則 13 条）。これらの規律は、CAS 規程 R34 の定めとほぼ同一である<sup>35</sup>。

忌避申立てに対する決定は、アンチ・ドーピング部の部長又は副部長が行う（ADD 規則 13 条）。アンチ・ドーピング部の部長は、事情が許す限り、当事者及び仲裁人に聴聞の機会を与えた上で、当該忌避申立てに対する決定を行う（ADD 規則 13 条）。

### 4 暫定的資格停止の申立てに対する決定

アンチ・ドーピング部の暫定的資格停止に関する規定（ADD 規則 14 条）は、アドホック部において、申立人が処分の執行停止等を求める暫定措置の申立ての規定（アドホック部仲裁規則 14 条参照）とは内容が異なる規定である。

<sup>34</sup> 前掲注 2) Mavromati.

<sup>35</sup> 前掲注 2) Mavromati.

### (1) 暫定的資格停止の種類

IOC ADR は、義務的な暫定的資格停止と選択的暫定的資格停止の二つを定めている (IOC ADR7.6 項参照)。前者は、違反が特定物質又は禁止方法ではない場合で、かつ、TUE の申請がない場合に義務的に課される暫定的資格停止である (IOC ADR7.6.1 項)。後者は、違反が前者の場合には当たらないときに、アンチ・ドーピング部が課することができる裁量的な暫定的資格停止である (IOC ADR7.6.2 項)。

リオ大会の事案のうち、オリンピック大会中に係属した 8 件の事案のうち、7 件 (CAS AD 16/001 事案を除く、IOC ADR2.1 項違反が争われた全てのケース) において、暫定的資格停止処分が課されている (CAS AD16/002 から CAS AD16/008)。他方、五輪後に係属した事案で、禁止物質が特定物質であった事案において、暫定的資格停止が課されなかった事案がある ([CAS AD 16/011](#))。

### (2) 決定権者

アンチ・ドーピング部は、IOC ADR 又は関係する IF のアンチ・ドーピング規則に定められた暫定的資格停止の申立てに関する決定を行うところ、暫定的資格停止の申立てに対する決定は、仲裁パネルがすでに構成されている場合仲裁パネルが、仲裁パネルが構成されていない場合はアンチ・ドーピング部の部長若しくは副部長が行う (ADD 規則 14 条)。

### (3) 暫定的資格停止の決定に至る手続

当事者は、暫定的資格停止の申立てに対する決定に先立ち書面又は口頭で聴聞を受ける機会を与えられる (ADD 規則 14 条)。緊急性により当該決定に先立って意見聴取を求めることができない場合であっても、暫定的資格停止の賦課後適時に、競技者に対し、意見聴取の機会が与えられなければならない (ADD 規則 14 条)。

### (4) 暫定的資格停止の自発的な受け入れ

競技者は、暫定的資格停止を自発的に受け入れ、事案の解決を保留とすることができる。

リオ大会においては、競技者は暫定的資格停止を自発的に受け入れている事案がある ([CAS AD 16-003](#) パラ 10)。また、平昌大会においても、4 件の事案のうち 3 件の事案で、競技者は暫定的資格停止を自発的に受け入れている (AD 18-001<sup>36</sup>、AD 18-002 及びCAS AD 18-004)。

---

<sup>36</sup> CAS, Press Release issued on February 13, 2018: “First case registered by the CAS Anti-doping Division in Pyeongchang” Available at [https://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/Media\\_Release\\_ADD1\\_.pdf](https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Media_Release_ADD1_.pdf) (2019.3.25 アクセス)

## (5) 暫定的資格停止の解除

A 検体の違反が疑われる分析報告を受けて暫定的資格停止が課された場合で、B 検体が A 検体の結果を追認しなかったときは、当該暫定的資格停止処分は解除される (IOC ADR7.6.4 項)。

また、当事者が、IOC ADR 違反が汚染製品による蓋然性を主張した場合、暫定的資格停止を課さないか、又は、既に課された暫定的資格停止を解除することができる (IOC ADR7.6.3.1 項)。この暫定的資格停止を課さない又は解除する決定については、不服を申し立てることはできない (IOC ADR7.6.3.1 項)。

## 5 審理手続

### (1) 手続進行の原則

仲裁パネルは、適切な進行を行わなければならない (ADD 規則 15 条 b))。また、仲裁パネルは、主張や証拠提出に関する指揮をすることができる (ADD 規則 15 条 b))。

### (2) 答弁書の提出

#### ア 原則

通常仲裁及び上訴仲裁とは異なり、答弁書の提出に関し、直接定めた規定はない (ADD 規則 15 条各号参照)。もっとも、実務上は、相手方に対し、答弁書を提出する機会が与えられている。

#### イ 管轄権の抗弁

アンチ・ドーピング部の管轄権がない旨の抗弁は、遅くとも審問の開始時までには主張しなければならない (ADD 規則 15 条 a))。これは、スイス国際私法典 186 条の解釈と同一の内容の定めである<sup>37</sup>。

### (3) 証拠の提出

#### ア 原則

仲裁パネルは、証拠に関し適当な措置をとることができる (ADD 規則 15 条 d))。また、仲裁パネルは、鑑定人を選任し、文書、情報その他の証拠の提出を命じることができる (ADD 規則 15 条 d))。

#### イ 審問終了後の追加の証拠提出

当事者が、正当な理由により審問において提出することができなかった追加の証拠を提出する機会を要求する場合、仲裁パネルは、紛争の解決に必要な範囲で、当該証拠の提出を認めることができる。ただし、最終的な仲裁判断を下すために設定

---

<sup>37</sup> 前掲注 2) Mavromati.

された期間内に追加の証拠を提出できる場合に限られる (ADD 規則 15 条 d)。

#### (4) 審問

##### ア 審問開催の通知

仲裁パネルは、すべての関係書類が当事者に送達された後速やかに、当事者に審問への出頭を要請する。

ただし、仲裁パネルは、自らが十分な情報を有していると判断した場合又は競技者若しくはその他の関係者が審問の開催を放棄した場合、審問を行わないことができる (ADD 規則 15 条 c)。審問が行われなかった事案として [CAS AD 18-003](#) などがある。

なお、オリンピック大会の期間中の審問は、オリンピック大会中に臨時に設置される審問室で行われるが、オリンピック大会の期間外の事案では、ローザンヌにある CAS 本部事務所の審問室において行われている ([CAS AD 16/011](#))。

##### イ 審問

仲裁パネルは、審問において、当事者を聴聞し、かつ、証拠に関する事項を取り上げなければならない (ADD 規則 15 条 c)。

また、当事者は、審問において、証人を求め、かつ、提出しようとするすべての証拠を提出しなければならない (ADD 規則 15 条 c)。

##### ウ 利害関係人・オブザーバーとしての出席

関係する NOC や IF は、パネルにより、審問への参加を要請されることがある (ただし、当該審問の当事者になることはできない) (ADD 規則 15 条 c)。

また、WADA は、オブザーバーとして審問に出席する権利を有する (ADD 規則 15 条 c)。

##### エ 不出頭の場合の措置

仲裁パネルは、いずれかの当事者が審問に出頭しなかった場合でも、手続を進めて、仲裁判断を下すことができる (ADD 規則 15 条 e)。当事者が仲裁人の指示に従わない場合も同様である (ADD 規則 15 条 e)。

## 6 仲裁判断

### (1) 仲裁判断の種類

#### ア 中間判断

仲裁パネルは、オリンピック大会期間中に、中間判断を下し、オリンピック大会期間後に、終局的な仲裁判断において、残りの事項を決定することができる (ADD

規則 20 条 a)。

平昌大会においては、アンチ・ドーピング違反の有無（及びそれに伴う成績等の失効）並びに平昌大会後の暫定的資格停止処分を課すことのみを中間オリンピック大会判断において下し、その後、終局的な仲裁判断において、その余の制裁を決定する手続がとられた事案がある（CAS AD 18/003）。

#### イ 終局的な仲裁判断

仲裁パネルが終局的な仲裁判断を下す時期は、オリンピック大会の期間中又はオリンピック競技大会の期間外のいずれかである（ADD 規則 20 条 a)）。仲裁パネルは、紛争の性質及び複雑性、その解決の緊急性、必要とされる証拠の範囲及び解決されるべき法的問題、当事者の聴聞を受ける権利並びに証拠手続終了時の証拠の状況その他一切の事情を勘案して、いずれの時期に終局的な仲裁判断を下すかを決定する。

オリンピック大会期間外の終局的な仲裁判断を下す場合、オリンピック大会中に設置された仲裁パネルが引き続き紛争の解決を行う（ADD 規則 20 条 b)）。

また、仲裁パネルは、両当事者と協議の上、残りの仲裁手続に適用される手続に関する命令を決定する（ADD 規則 20 条 b)）。

### （2）仲裁判断の作成・通知

#### ア 仲裁判断を起草するための協議

アンチ・ドーピング部の仲裁判断は、原則として、多数決によって行われる。例外的に、仲裁判断は、仲裁パネルの長によって行うことができる（ADD 規則 19 条）。

#### イ アンチ・ドーピング部の部長又は副部長による仲裁判断草稿のレビュー

仲裁パネルが仲裁判断に署名する前に、アンチ・ドーピング部の部長又は副部長は、仲裁判断の草稿のレビューを行う（ADD 規則 19 条）。この際、アンチ・ドーピング部の部長または副部長は、形式の修正及び、仲裁パネルの判断の自由に影響を及ぼさない範囲で、実質に関わる部分についてパネルの注意を喚起することができる（ADD 規則 19 条）。

CAS における通常仲裁部及び上訴仲裁部では、草稿のレビューをするのは事務局長であるため（CAS 規程 R46 及び R56）、アンチ・ドーピング部においては、草稿のレビューの主体が異なっている。

#### ウ 仲裁判断に記載される事項

仲裁判断には、日付、仲裁パネル又は単独仲裁人の署名及び簡潔な理由が記載される（ADD 規則 19 条）。

## エ 仲裁判断の通知

仲裁判断は、アンチ・ドーピング部に対し、手続開始時に通知されている電子メールアドレス宛に通知される（ADD 規則 19 条）。

なお、関係 NOC 及び IF が手続に参加していない場合は、当該関係 NOC 及び IF にも、仲裁判断は通知される（ADD 規則 19 条）。

## オ 仲裁判断の主文のみの通知

仲裁パネルは、仲裁判断の主文のみを通知し、仲裁判断の理由については、後から通知することができる（ADD 規則 19 条）。

## カ 主文の内容

リオ大会において、アンチ・ドーピング部は、大会期間中の事項についてのみ判断する権限を有しており、大会期間外の資格停止に関する事項は権限外であった。そのため、リオ大会のアンチ・ドーピング部の主文は、次のようなものが一般的であった。

（競技会に出場する前に、請求が認容される場合）

- ・ アンチ・ドーピング規則違反が認められる。
- ・ リオ大会への出場資格をはく奪する。
- ・ リオ大会から追放される。
- ・ リオ大会の認証番号をはく奪する。
- ・ その後の資格停止期間については、（関係する IF）が決定する。

（競技会に出場した後に、請求が認容される場合）

- ・ アンチ・ドーピング規則違反が認められる。
- ・ リオ大会の成績は失効する。
- ・ （メダルを獲得している場合）競技者は、メダル等を返還することを命じる。
- ・ 当該選手の所属 IF が、当該選手の記録を訂正することを求める。
- ・ 当該選手の所属 NOC は、当該決定を完全に履行し、メダル等を IOC に返還することを保証する。
- ・ その後の資格停止期間については、（関係する IF）が決定する。

## キ 仲裁判断の期限

仲裁パネルは、オリンピック大会期間については、審問の終結後 24 時間以内に、仲裁判断を下さなければならない（ADD 規則 18 条）。審問が行われない場合、当該期限は、審理終結後 24 時間以内となる（ADD 規則 18 条）。

例外的な事情がある場合、アンチ・ドーピング部の部長又は副部長は、上記期限を延長することができる（ADD 規則 18 条）。リオ大会の大会期間中係属した事案の

手続開始から仲裁判断までの所要時間は、次のとおりである<sup>38</sup>。

事案番号（リオ大会）	所要時間
CAS AD 16/001	291h15
CAS AD 16/002	118h50
CAS AD 16/003	222h30
CAS AD 16/004	74h10
CAS AD 16/005	171h30
CAS AD 16/006	215h00
CAS AD 16/007	137h15
CAS AD 16/008	43h00

他方、仲裁パネルが、オリンピック大会期間外において判断する場合、合理的な期間内に下されればよく、24時間以内という原則は適用されない(ADD 規則 18 条)。

### (3) 仲裁判断の効力

アンチ・ドーピング部の仲裁判断は、通知されたことで、最終的なものとなり (ADD 規則 19 条)、直ちに執行可能なものとなる (ADD 規則 21 条)。

### (4) 仲裁費用とその負担割合の判断

仲裁費用は、無償である (ADD 規則 22 条)。また、アンチ・ドーピング部は、無償の通訳サービスを提供している (ADD 規則 22 条)。したがって、原則として、仲裁判断の中では、仲裁費用の負担割合に関する判断は行われない。

他方、手続がオリンピック期間外で行われる場合、仲裁パネルは、仲裁判断において、弁護士費用の一部の相手方負担を命じることができる (ADD 規則 22 条)。

### (5) 仲裁判断の公開

仲裁判断を公開するか否かは、IOC ADR 又は関係 IF の ADR に従って決定される (ADD 規則 19 条)。

この点、IOC ADR は、違反があった場合の仲裁判断の公開義務を定めている (IOC ADR13.3.2 項)。他方、アンチ・ドーピング違反がなかった場合は、競技者の同意があった場合に限り、仲裁判断の公開が可能である (IOC ADR13.3.3 項)。これを受け、基本的には、違反があった場合のアドホック部の仲裁判断は、CAS ウェブサイトにおいて公開されている。

<sup>38</sup> 前掲注 25) CAS, *Activities of the CAS Divisions at the Olympic Games Rio 2016*

## 7 不服申立て

### (1) アンチ・ドーピング部特有の不服申立方法

アンチ・ドーピング部の決定に対しては、アドホック部に不服申立てをすることが可能である (ADD 規則 21 条)。なお、既に CAS アドホック部の運営期間が終了している場合、不服申立先は、CAS の上訴仲裁部となる (ADD 規則 21 条)。

アドホック部の仲裁判断に対しては、スイス国際私法典 190 条に基づく取消訴訟しか不服申立ての方法がないが<sup>39</sup>、アンチ・ドーピング部の仲裁判断に対しては、CAS のアドホック部又はアンチ・ドーピング部による再度の判断の機会が与えられている点が特徴である。

なお、過去 2 大会においては、オリンピック期間中に下されたアンチ・ドーピング部の判断が、アドボック部又は上訴仲裁部において争われた事例はない。

### (2) 不服申立期限

アンチ・ドーピング部の仲裁判断に対する CAS アドホック部 (又は上訴仲裁部) への提訴期限は、仲裁判断の通知から 21 日以内である (ADD 規則 21 条)。

ただし、当事者となっていない IF については、ファイルの受領から 21 日が不服申立期限である (IOC ADR12.5 項)。また、WADA については、他の不服申立権者の不服申立期間終了から 21 日以内と WADA によるファイルの受領から 21 日以内のいずれか遅い方が不服申立期限である (IOC ADR12.5 項)。

### (3) 不服申立権者

アンチ・ドーピング部の当事者の他、被申立人となる競技者の住居又は国籍、資格のある国の NADO 及び WADA についても、不服申立てが可能である (IOC ADR12.2.2 項)。

---

<sup>39</sup> 前掲注 2) Mavromati.

### 第3 ケース編

#### 1 事案の傾向分析

##### (1) 出場資格 (Eligibility) 事案は扱えないこと

リオ大会においては、開会の直前、IOCがロシア連邦の競技者の出場資格 (Eligibility) に関する決定を行ったことを契機として、一部のIFがロシア連邦の競技者の出場資格を認めない決定を行った。そこで、ロシア連邦の競技者が、IOC及び関係IFから受けた出場資格に関する決定に対する不服を争う仲裁事案が多数生じた<sup>40</sup>。

これらの事案のほとんどは、アドホック部に係属したが、1件だけアンチ・ドーピング部にも係属した。しかし、出場資格 (Eligibility) に関する決定に対する不服は、アンチ・ドーピング部の扱える管轄には含まれないため (ADD 規則 1 条)、出場資格 (Eligibility) 事案に関する申立ては却下された ([CAS AD 16-001](#))。

##### (2) リオ大会の事案

オリンピック大会の期間中に、アンチ・ドーピング部に係属した事案は8件あるが、うち7件は、競技者がIOC ADR2.1 項違反として訴追された事案であった (CAS AD 16/002 から CAS AD 16/008)。また、オリンピック大会の期間外においても、5件アンチ・ドーピング部には申立てが行われている (うち2件の仲裁判断が公表されており、これらもIOC ADR2.1 項違反として訴追された事案である)。これらの2.1 項違反が問われたすべての事案で、競技者のIOC アンチ・ドーピング規則違反が認められている。その結果、当該競技者のオリンピックに参加する資格の剥奪、(既に出場した競技会があった場合は、競技成績の失効、メダルの剥奪等の処分が課された)。

リオ大会の手続の特色は、アンチ・ドーピング部の仲裁手続においては、IOCのみが申立人となり、オリンピック期間外の資格停止に関する結果管理の権限をもつIFは、共同申立人とはなっていない点である。

そのため、アンチ・ドーピング部における仲裁事案の争点は、被申立人となる競技者に、アンチ・ドーピング規則違反があるか否かのみであった (違反があればオリンピックに参加する資格が喪失し、それまでに得られた成績がある場合は失効する)。

また、IFが共同申立人とならないため、IOCが申立人となるアンチ・ドーピング部における手続と、IFが申立人となるアンチ・ドーピング部外の手続の2回の手続が行われた。

##### (3) 平昌大会の事案

###### ア 特色

平昌大会の手続の特色は、IOCとIFが共同申立人となった上で、手続を進める点である。すなわち、平昌大会におけるアンチ・ドーピング部は、違反の有無やオリ

<sup>40</sup> 前掲注 25) CAS, *Activities of the CAS Divisions at the Olympic Games Rio 2016*

ンピック大会に関連する資格や成績の失効だけでなく、オリンピック大会後の資格停止に関しても判断を行う権限を有することになった。

平昌大会の期間中、4件の違反の疑いのある分析報告が発生している。

#### イ 競技会の出場前であり、かつ、自発的に暫定的資格停止を受け入れた事案

違反の疑いのある分析報告を受けた競技者が平昌大会の競技会の出場前であり、かつ、当該競技者が自発的に暫定的資格停止を受け入れた場合は、オリンピック大会中に、中間判断ないし終局的な仲裁判断は行われていなかった（CAS AD/18/001、同 18/002、及び同 18/004）。

平昌大会においては、アンチ・ドーピング部がオリンピック大会後の資格停止に関しても判断を行う権限を有することから、オリンピック大会中に判断する必要性がない事案について、オリンピック大会期間中にわざわざ判断を行うことを避けたものと推測される。

CAS AD 18/001 は、当事者間に、競技者をけん責処分とする和解が成立し、申立人側が申立てを取下げ、手続が終了した。

CAS AD 18/004 は、汚染製品による違反であることが認定され、アンチ・ドーピング部のパネルは、競技者に対し、軽減された 8 か月の資格停止処分を課す決定を行った。

他方、CAS AD 18/002 事案は、本書作成時点で、事案の結論についての情報が見当たらなかった。

#### ウ 競技大会出場後の事案

違反の疑いのある分析報告を受けた競技者が既に平昌大会の競技会への出場後である場合、オリンピック大会中に、中間判断が行われている（ADD 規則 20 条 a）、CAS AD 18-003）。これは、当該競技者が既に獲得した成績との関係で、速やかに成績の失効を宣言する必要があるからであると思われる。

同事案は、最終の仲裁判断において、検出された禁止物質（非特定物質）について、体内侵入経路の立証ができず、競技者が「意図的」でないことを立証できなかったものとされ、競技者に4年間の資格停止処分が課された（CAS AD 18/003）。

## (アンチ・ドーピング部ケース一覧)

年度	事案番号	申立人	被申立人	スポーツ	紛争 類型	仲裁判断の日	結論	仲裁 言語
2018	<a href="#">OG AD 18-001</a>	IOC & ISU	Kei Saito	スケート	Do	-	Settlement	EN
2018	<a href="#">OG AD 18-002</a>	IOC & IIHF	Ziga Jeglic	アイスホッケー	Do	-	-	EN
2018	<a href="#">OG AD 18-003</a>	IOC & WCF	A. Krushelnitckii	カーリング	Do	2018年12月4日	Upheld	EN
2018	<a href="#">OG AD 18-004</a>	IOC & IBSF	Nadezhda Sergeeva	ボブスレー	Do	-	Withdrawal	EN
2016	<a href="#">OG AD 16-001</a>	Pavel Sozykin; Russian Yachting Federation (RYF)	International Sailing Federation (ISAF), IOC	セーリング	E	2016年8月14日	Jurisdictio n denied	EN
2016	<a href="#">OG AD 16-002</a>	IOC	Tomasz Zielinski	ウェイトリフティ ング	Do	2016年8月12日	Upheld	EN
2016	<a href="#">OG AD 16-003</a>	IOC	Kleber Da Silva Ramos	サイクリング	Do	2016年8月18日	Upheld	EN
2016	<a href="#">OG AD 16-004</a>	IOC	Silvia Danekova	陸上	Do	2016年8月12日	Upheld	EN
2016	<a href="#">OG AD 16-005</a>	IOC	Xinyi Chen	水泳	Do	2016年8月18日	Upheld	EN
2016	<a href="#">OG AD 16-006</a>	IOC	Kleber Da Silva Ramos	サイクリング	Do	2016年8月20日	Upheld	EN
2016	<a href="#">OG AD 16-007</a>	IOC	Izzat Artykov	ウェイトリフティ ング	Do	2016年8月18日	Upheld	EN
2016	<a href="#">OG AD 16-008</a>	IOC	Chagnaadorj Usukhbayar	ウェイトリフティ ング	Do	2016年8月20日	Upheld	EN
2016	<a href="#">OG AD 16-010</a>	IOC	Gabriel Sincaian	ウェイトリフティ ング	Do	2016年12月8日	Upheld	EN
2016	<a href="#">OG AD 16-011</a>	IOC	Misha Aloyan	ボクシング	Do	2016年12月8日	Upheld	EN

## 2 各大会における判断の要旨

### (1) リオ大会

五輪開催期間：2016年8月5日から8月21日

申立件数：13件<sup>41</sup>（CAS AD16/009、同 16/012、同 16/013 事件は仲裁判断非公開）

---

#### [CAS AD 16-001](#)（2016年8月14日）

申立人：Pavel Sozykine & Russian Yachting Federation (RYF)

被申立人：World Sailing (WS)、IOC

仲裁人：Michael Beloff QC、Tricia Kavanagh、Justice Hugh Fraser

スポーツ：セーリング

紛争類型：Eligibility（出場資格）

禁止物質：N/A

検査：N/A

事案の概要：申立人 Pavel Sozykine は、ロシア国籍のセーリング競技者である。

申立人 Pavel Sozykine は、被申立人 IOC 及び World Sailing の決定により、リオ大会への出場資格をはく奪された。

そこで、申立人 Sozykine 及び同人の所属するロシアヨット連盟 (RYF) は、当該決定の取消しを求めて、アンチ・ドーピング部に申立てを行った。

結論：申立てを却下。

理由：アンチ・ドーピング部は IOC アンチ・ドーピング規則違反を扱う管轄のみが認められるため（ADD 規則 1 条）、本件のような資格停止処分については、アンチ・ドーピング部に管轄がない。

また、申立人のアンチ・ドーピング部からアドホック部へ移送する求めについても、CAS 規程とは異なり、アンチ・ドーピング部仲裁規則には移送の根拠規定がないことから、移送は認められない。

---

<sup>41</sup> オリンピック開催中の係属事案は 8 件であった。前掲注 25) CAS, *Activities of the CAS Divisions at the Olympic Games Rio 2016*

[CAS AD 16-002](#) (2016年8月12日)

申立人 : IOC

被申立人 : Tomasz Zielinski (ポーランド)

仲裁人 : Efraim Barak、President、Tricia Kavanagh、Juan Pablo Arriagada

スポーツ : ウェイトリフティング

紛争類型 : ドーピング (第一審)

禁止物質 : 19-Norandrosterone (非特定物質)

検査 : 競技会外検査

事案の概要 : 被申立人 Tomasz Zielinski 選手は、ポーランドのウェイトリフティングの競技者である。

2016年7月31日、被申立人は、競技会外検査を受けた。

2016年8月6日、A 検体に関し、違反の疑いのある分析報告がなされた。被申立人は、B 検体の分析を要求した。

IOC は、2016年8月7日 15時4分、アンチ・ドーピング部に申立てを行った。IOC は、被申立人に対する義務的な暫定的資格停止を求めた。

2016年8月8日、被申立人は、暫定的資格停止の求めに対する答弁を行った。

2016年8月9日、IOC は、B 検体の分析結果を、アンチ・ドーピング部に提出した。

パネルは、2016年8月9日 19時45分、暫定的資格停止を認める決定を行った。

結論 : 違反が認められる。オリンピック出場資格を剥奪する。

判断の理由 : A 検体及び B 検体の双方が 19-Norandrosterone の存在を示している。また、19-Norandrosterone は、閾値の定められた物質であるところ、検査結果は閾値を超え、違反の疑いのある分析報告を構成する。

他方、被申立人は、禁止物質が検出されたことに関しては、何ら争っていない。

以上より、IOC は、IOC ADR3.1 項の立証責任を満したのものとして、被申立人について、IOC ADR2.1 項違反が認められる。

[CAS AD 16-003](#) (2016年8月18日)

申立人 : IOC

被申立人 : Kleber Da Silva Ramos (ブラジル)

仲裁人 : Tricia Kavanagh、Michael Beloff QC、Juan Pablo Arriagada

スポーツ : 自転車

紛争類型 : ドーピング (第一審)

禁止物質 : EPO CERA (非特定物質)

検査 : 競技会外検査

事案の概要 : 被申立人 Kleber Da Silva Ramos は、ブラジルの自転車競技選手である。

2016年7月31日、被申立人は、競技会外検査を受けた。2016年8月7日、被申立人は、違反の疑いのある分析報告を受領した。被申立人は、B検体の分析結果を要求した。

2016年8月9日15時04分、IOCは、アンチ・ドーピング部に、仲裁申立てを行った。また、IOCは、IOC ADR 7.6.1項に基づき、義務的な暫定的資格停止を求めた。

パネルは、IOC ADR7.6.3項に基づき、競技者に対し、暫定的資格停止に関する意見を述べる機会を与えた。

被申立人は、2016年8月10日、自発的に暫定的資格停止を認めた。

2016年8月14日10時25分、IOCは、B検体の結果を、パネルに提出した。

2016年8月17日11時52分、パネルは、本件は審問なく、仲裁判断を下すことができる旨を通知した。

結論 : 違反が認められる。リオ大会で得た成績を失効する。

判断の理由 : 被申立人のA検体及びB検体から、CERA (非特定物質) の存在が認められる。

他方、被申立人は、競技者から禁止物質が検出されたことに対し、何ら争っていない。

以上より、IOCは、IOC ADR3.1項の立証責任を満たしたものとして、被申立人について、IOC ADR2.1項違反が認められる。

[CAS AD 16-004](#) (2016年8月12日)

申立人 : IOC

被申立人 : Silvia Danekova (ブルガリア)

仲裁人 : Justice Hugh Fraser、Michael Geistlinger、Efraim Barak

スポーツ : 陸上

紛争類型 : ドーピング (第一審)

禁止物質 : EPO CERA (非特定物質)

検査 : 競技会外検査

事案の概要 : 被申立人 Silvia Danekova は、ブルガリアの女子陸上競技選手である。

2016年8月1日、被申立人は、競技会外検査を受けた。その後、2016年8月8日、違反の疑いのある分析報告が通知された。

2016年8月8日、被申立人は、B検体の分析を求めたが、B検体の結果はA検体を追認するものであった。

2016年8月9日11時52分、IOCは、アンチ・ドーピング部に仲裁を申し立てた。申立書において、IOCは、被申立人の暫定的資格停止を求めた。

2016年8月10日12時49分、パネルは、被申立人に暫定的資格停止を課すことを通知した。

2016年8月11日、被申立人は、CAS ADD に対し、審問を受ける権利を放棄する旨を通知した。

結論 : 違反が認められる。オリンピック出場資格を剥奪する。

判断の理由 : 被申立人の A 検体及び B 検体から、CERA (非特定物質) の存在が認められる。

他方、被申立人は、禁止物質が検出されたことに関し、何ら争っていない。

以上より、IOC は、IOC ADR3.1 項の立証責任を満たしたものとして、被申立人について、IOC ADR2.1 項違反が認められる。

[CAS AD 16-005](#) (2016年8月18日)

申立人 : IOC

被申立人 : Xinyi Chen (中国)

仲裁人 : Michael Geistlinger、Efraim Barak、Juan Pablo Arriagada

スポーツ : 水泳

紛争類型 : **ドーピング (第一審)**

禁止物質 : hydrochlorothiazide (特定物質)

検査 : 競技会検査

事案の概要 : 被申立人 Xinyi Chen は、中国国籍の水泳選手である。被申立人は、2016年8月7日の100m バタフライ決勝に出場し、4位の成績であった。

2016年8月7日、上記競技会の終了後、申立人は競技会検査を受けた。この手続のシャペロンは、Zhang Xiao Yan 氏であった。尿が不足していたので、部分的検体採取手続が適用された。Zhang Xiao Yan 氏は、部分的検体採取手続に慣れていなかったため、男性のシャペロンに援助を求めて実施した。被申立人は、再度レストルームに向かうなどして、合計で90mlに達する尿サンプルを提出した。この手続の間で、被申立人は、二つの水のボトルを飲んだ。被申立人は、ドーピングコントロールフォームに、中国のオリンピックチームから提供された Azithromycin 及び birth control pills を服用していることを記載した。2016年8月10日21時30分、IOCは、被申立人に対し、A検体から違反の疑いのある分析報告を通知した。被申立人は、B検体の分析を要求した。

2016年8月11日13時21分、IOCは、アンチ・ドーピング部に対し仲裁を申し立て、IOC ADR7.6.2項に基づき、暫定的資格停止を課すことを求めた。パネルは、2016年8月11日21時00分、IOC ADR7.6.3項に基づき、被申立人に対し、暫定的資格停止に関する審問の機会を与えた。

2016年8月12日、B検体の結果がA検体の結果を追認した。

2016年8月16日9時00分より、本案について審問が開催された。

結論 : 2.1項違反が認められる。リオ大会で得た成績を失効する。

判断の理由 : 禁止物質の体内侵入経路は明らかになっていない。被申立人が若く、正直な人間であることは、禁止物質が体内に存在してはならないというアンチ・ドーピング規則に定められた義務を免れさせるものではない。また、本件では、禁止物質の摂取の起こる可能性が、起こらない可能性より高いという程度には至っていない ([CAS 2009/A/1926&1930](#))。

被申立人は、リオ分析機関の ISL5.4.4.1.1 項との乖離 (IOC ADR3.2.2 項) を主張するが、被申立人は、「乖離」(IOC ADR3.2.2 項) を立証できていない。

以上より、IOCは、IOC ADR3.1 項の立証責任を満たしたものとして、競技者について、IOC ADR2.1 項違反が認められる。

[CAS AD 16-006](#) (2016年8月20日)

申立人 : IOC

被申立人 : Kleber Da Silva Ramos (ポーランド)

仲裁人 : Tricia Kavanagh、Michael Beloff QC、Juan Pablo Arriagada

スポーツ : 自転車

紛争類型 : ドーピング (第一審)

禁止物質 : EPO CERA (非特定物質)

検査 : 競技会検査

事案の概要 : 被申立人 Tomasz Zielinski 選手は、ポーランドのウェイトリフティングの競技者であり、2016年8月6日の競技会に出場していた。

当該競技会の2日前である2016年8月4日、被申立人は、競技会外検査を受けたところ、2016年8月9日、違反の疑いのある分析報告の通知を受けた。

さらに、被申立人は、2016年8月9日、IOCにより、CAS AD 16/003事件の訴追を受けた。

CAS AD 16/006事件の訴追は、同16/003事件と同一のパネルへと付託された。当該パネルは、本件の進行を一旦停止する旨を決定した。

2016年8月18日、16時24分、パネルは、CAS AD 16/003事件の仲裁判断を下した。

その後、CAS AD 16/006事件が再開され、パネルは、2016年8月20日、両当事者に対し、本件は審問を開かずに仲裁判断を下すことができる旨の通知を受けた。

結論 : 違反が認められる。既に資格は剥奪済みである。

判断の理由 : 被申立人の A 検体及び B 検体から、CERA (非特定物質) の存在が認められる。他方、被申立人は、禁止物質が検出されたことに関し、何ら争っていない。

以上より、被申立人について、IOC ADR2.1 項違反が認められる。

[CAS AD 16-007](#) (2016年8月18日)

申立人 : IOC

被申立人 : Izzat Artykov (キルギスタン)

仲裁人 : Michael Beloff QC、Michael Geistlinger、Justice Hugh Fraser

スポーツ : ウェイトリフティング

紛争類型 : **ドーピング (第一審)**

禁止物質 : strychnine (特定物質)

検査 : 競技会検査

事案の概要 : 被申立人は、キルギスタンのウェイトリフティング選手である。

被申立人は、2016年8月9日に開催されたリオ五輪の69kgのウェイトリフティングの競技会に出場し、銅メダルを獲得した。競技会の終了後、被申立人は、競技会検査を受けた。

IOCは、2016年8月12日、被申立人に関し、A検体の違反の疑いのある分析報告を通知した。被申立人は、B検体の開封を求め、同月13日10時00分に実施された。

2016年8月13日17時58分、被申立人は、IOC ADR7.6.2項及びADD規則14条に基づき、暫定的資格停止を通知された。

それ以降、IOC、被申立人共に、主張を追加しなかった。

そこで、パネルは、2016年8月16日16時33分、審問を開催せず、仲裁判断を下すことを通知した。

結論 : 2.1項違反が認められる。銅メダルを含むリオ大会で得た成績を失効する。

判断の理由 : 被申立人のA検体及びB検体から、禁止物質strychnineの存在が認められる。

他方、被申立人は、禁止物質が検出されたことに関し、何ら争っていない。

以上より、IOCは、IOC ADR3.1項の立証責任を満たしたものとして、被申立人について、IOC ADR2.1項違反が認められる。

[CAS AD 16-008](#) (2016年8月20日)

申立人 : IOC

被申立人 : Chagnaadorj Usukhbayar (モンゴル)

仲裁人 : Justice Hugh Fraser

スポーツ : ウェイトリフティング

紛争類型 : **ドーピング (第一審)**

禁止物質 : Testosterone (非特定物質)

検査 : 競技会外検査

事案の概要 : 競技者 Chagnaadorj Usukhbayar は、モンゴル国籍のウェイトリフティング競技者である。

競技者は、2016年8月7日、56kg級のウェイトリフティング競技に参加した。同日に、申立人は、競技会外検査を受けた。

2016年8月16日、A検体に関し、違反の疑いのある分析報告がなされた。競技者は、B検体の分析を求めなかった。

IOCは、2016年8月18日12時57分、アンチ・ドーピング部に申立てを行った。IOCは、競技者に対し、義務的暫定的資格停止を課すことを求めた。

いずれの当事者もこれ以上の主張は行わなかった。

結論 : 2.1項違反が認められる。リオ大会で得た成績の失効。

判断の理由 : A検体は、禁止物質の存在を示しており、B検体は競技者が分析を放棄している。その他、競技者は、禁止物質の存在を争っていない。

以上より、IOCは、IOC ADR3.1項の立証責任を満たしたものとして、競技者について、IOC ADR2.1項違反が認められる。

[CAS AD 16/010](#) (2016年12月8日)

申立人 : IOC

被申立人 : Gabriel Sincraan (ルーマニア)

仲裁人 : Michael Beloff QC,

スポーツ : ウェイトリフティング

紛争類型 : **ドーピング (第一審)**

禁止物質 : Testosterone (非特定物質)

検査 : 競技会検査

事案の概要 : 被申立人 Gabriel Sincraan 選手は、ルーマニア国籍のウェイトリフティング選手である。

2016年8月12日、申立人は、競技会検査を行った。

2016年8月20日、A検体に関し、違反の疑いのある分析報告がなされた。B検体による結果の追認後、IOCは、2016年8月21日、アンチ・ドーピング部に申立てを行った。

2016年9月26日、ADD規則15条b)及びIOC ADR7.6.3項に基づき、単独仲裁人は、IOC側の暫定的資格停止の求めに対し、意見を述べるように求めたが、被申立人から特に反応はなかった。

被申立人は、手続及び本案について、何も主張しなかった。

仲裁人は、2016年11月8日、審問なしでの仲裁判断を下す旨を両当事者に伝えた。

結論 : 2.1項違反が認められる。銅メダルを含め、リオ大会で得た成績の失効。

判断の理由 : A検体及びB検体の分析結果は、いずれも、Testosteroneの存在を示している。

よって、IOCは、IOC ADR3.1項の立証責任を満たしたものとして、被申立人について、IOC ADR2.1項違反が認められる。

[CAS AD 16/011](#) (2016年12月8日)

申立人 : IOC

被申立人 : Misha Aloyan (ロシア)

仲裁人 : Michael Geistlinger

スポーツ : ボクシング

紛争類型 : **ドーピング (第一審)**

禁止物質 : Tuaminoheptane (特定物質)

検査 : 競技会検査

事案の概要 : 被申立人は、ロシア国籍のボクシング選手である。

被申立人は、16年リオ五輪において、男子52kg級競技会に出場し、銀メダルを獲得した。2016年8月21日、被申立人は、競技会検査を受けた。

被申立人は、アンチ・ドーピング部門の設置期間の終了後、2016年9月7日に違反の疑いのある分析報告を受けた。被申立人は、B検体の分析を放棄した。

2016年9月12日、IOCは、アンチ・ドーピング部に申立てを行った。

2016年9月16日、単独仲裁人は、被申立人に対し、ADD規則14条及びIOC ADR7.6.2項に基づき、暫定的資格停止を課すことはしなかった。

2016年11月3日、ローザンヌのCAS事務局において、審問が開催された。

結論 : 2.1項違反が認められる。リオ大会で得た成績の失効。

判断の理由 : 被申立人は、禁止物質の存在を争っておらず、アンチ・ドーピング規則2.1項が認められる。また、被申立人は、「過誤又は過失がないこと」を主張する。申立人は、体内侵入経路及び過誤又は過失がないことの評価根拠事実として、Rhinofluimucilという医薬品を競技会外で、チームドクターのアドバイスに従って、服用したことを主張している。しかし、被申立人の体内侵入経路がRhinofluimucilの服用であることが認められる。また、被申立人の競技成績の失効に関しては、被申立人は、競技能力向上目的がないことや過誤又は過失がないことを主張立証する必要はない ([CAS 2007/O/1381](#))。

確かに、IOC ADRの準拠法は、スイス法であるため、ヨーロッパ人権条約を含むスイスのpublic policyが遵守されなければならない。かつ、CASの仲裁においては、「Principle of Proportionality」(均衡性の原則)が適用される。課される制裁の内容が、犯した違反に対し均衡がとれたものであることが求められる ([CAS 2005/A/830](#)、[2005/C/976 & 986](#)、[2006/A/1025](#)、[TAS 2007/A/1252](#)、[CAS 2010/A/2268](#))。被申立人被申立人は、競技会の直前に、物質を使用することの危険を認識すべきだったのであるから、本件は、均衡がとれない場合には当たらない。

## (2) 平昌大会

五輪開催期間：2018年2月9日から2月25日まで

申立件数：4件<sup>42</sup>

---

### CAS AD 18-001 IOC & ISU v/ Kei SAITO

申立人：IOC & ISU

被申立人：Kei Saito（日本）

仲裁人：非公開

スポーツ：スケート（ショートトラックスピードスケート）

紛争類型：ドーピング（第一審）

禁止物質：Acetazolamide（特定物質）

検査：競技会外検査

事案の概要：被申立人Kei Saitoは、日本国籍のスケート競技者である。

被申立人の尿検体から禁止物質Acetazolamideが検出されたため、被申立人に対し、違反の疑いのある分析報告が通知された。

被申立人は、当該通知を受け、暫定的資格停止を自発的に受け入れた。

そこで、アンチ・ドーピング部は、2018年2月13日、被申立人が暫定的資格停止を受け入れ、選手村を離れたことを公表した<sup>43</sup>。

その後、2019年1月30日付けで被申立人代理人より、報道機関宛でのリリースがなされた。

結論：ISUと競技者との間で、競技者をけん責処分とする和解が成立し、ISUが申し立てを取り下げた。

---

<sup>42</sup> 平昌冬季オリンピックにおけるアンチ・ドーピング部の判断の概要については、以下も参照。Martin Ross, Mark Lebbon, *A summary of CAS Ad Hoc & Anti-Doping Division decisions at the 2018 Winter Olympic Games*, LawInSport at <https://www.lawinsport.com/topics/articles/item/a-summary-of-cas-ad-hoc-anti-doping-division-decisions-at-the-2018-winter-olympic-games> (2019.3.25 アクセス)

<sup>43</sup> 前掲注36) CAS, Press Release issued on February 13, 2018: “First case registered by the CAS Anti-doping Division in Pyeongchang”

CAS AD 18-002 IOC & IIHF v/ Ziga Jeglic

申立人 : IOC & IIHF

被申立人 : Ziga Jeglic (スロベニア)

仲裁人 : 非公開

スポーツ : アイスホッケー

紛争類型 : ドーピング (第一審)

禁止物質 : fenoterol (特定物質)

検査 : 競技会検査

事案の概要 : 違反の疑いのある分析報告を通知した結果、被申立人は暫定的資格停止を自発的に受け入れた<sup>44</sup>。

結論 : 不明

判断の理由 : 不明

---

<sup>44</sup> CAS, Media Release on February 20, 2018: *The CAS Anti-Doping Division acknowledges the voluntary suspension of Slovenian ice hockey player Ziga Jeglic*. Available at; [http://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/Media\\_Release\\_ADD201818\\_02.pdf](http://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Media_Release_ADD201818_02.pdf) (2019.3.25 アクセス)

[CAS AD 18-003](#) (中間判断：2018年2月22日)

申立人：IOC & WCF

被申立人：Aleksandr. Krushelnitckii (OAR)

仲裁人：Mark Williams SC (単独仲裁人)

スポーツ：カーリング

紛争類型：ドーピング (第一審)

禁止物質：Meldonium (非特定物質)

検査：競技会検査

事案の概要： 競技者Aleksandr. Krushelnitckiiは、OARのカーリング競技者である。

競技者を含むペアは、2018年2月13日まで行われたカーリングミックスダブルスの競技において銅メダルを獲得した。

競技者は、2018年2月12日、競技会検査を受けていた。その後、競技者のA検体からMeldoniumが発見された。また、同月13日競技者は、再度競技会検査を受けたが、後日、当該検査のA検体からもMeldoniumが発見された。

2018年2月18日、競技者は、違反の疑いのある分析報告を受けた。競技者は、B検体の分析を要求した。

2018年2月19日10時33分、IOCは、アンチ・ドーピング部に仲裁を申し立てた。この申立てにおいて、IOCは暫定的資格停止を求めなかった。

他方、2019年2月19日12時32分、WCFは、共同申立人として加わる意思を示し、かつ、平昌大会後、最終決定が出るまでの暫定的資格停止を求めた。

パネルは、2018年2月21日15時5分、審問を2018年2月22日14時00分に開催することを通知した。もともと、競技者は、違反を認め、かつ、平昌大会後「過誤又は過失がないこと」による取消しを求める権利を留保すると述べつつ、平昌大会後の暫定的資格停止も争わないことを認めたため、その後、パネルは審問を開催しないことを決定した。

アンチ・ドーピング部は、2018年2月22日、中間判断を行った<sup>45</sup>。

結論：2.1項違反が認められる。競技成績を失効する。平昌大会以降の暫定的資格停止を認める。

判断の理由： 競技者は、明確に体内から禁止物質が存在したことを受け入れている。それゆえ、競技者について、IOC ADR2.1項違反が成立する。

競技者は、平昌大会後、過誤又は過失がないことに関する主張を行うことができる。IOC ADR 違反が認められた以上、IOCは、事後の本手続の当事者とはならない。

<sup>45</sup> AD 16/003 Partial Award on February 22, 2018. Available at: [http://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/ADD\\_18-03\\_Partial\\_Award.pdf](http://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/ADD_18-03_Partial_Award.pdf) (2019.3.25 アクセス)

CAS AD 18-003 (2018年12月4日：最終判断)

申立人：WCF (IOCは中間判断後、当事者ではなくなった)

被申立人：Aleksandr Krushelnickii (OAR)

仲裁人：Mark Williams SC (単独仲裁人)

スポーツ：カーリング

紛争類型：ドーピング (第一審)

禁止物質：Meldonium (非特定物質)

検査：競技会検査

事案の概要： 競技者 Aleksandr Krushelnickii 選手は、OAR のカーリング競技者である。事実関係は、CAS AD 18-003 (中間判断) のとおりであるところ、アンチ・ドーピング部は、2018年2月22日、中間判断を行った。

その後、被申立人は、アンチ・ドーピング部において、「過誤又は過失がないこと」を主張し、資格停止の取消し又は短縮を求めて争った。

2018年9月19日には、審問が行われた。

2018年12月4日、アンチ・ドーピング部は、仲裁判断を下した。

結論：違反が認められる。被申立人を4年間の資格停止とする。

判断の理由： 被申立人がMeldoniumの体内侵入経路を立証できなかった。よって、被申立人は、Meldoniumの使用が「意図的」ではないことを立証できなかった。

以上から、被申立人は、いかなる取消し又は短縮も受けることはできず、資格停止期間は4年間となる<sup>46</sup>

(仲裁判断に関するリリース文のみ公開、仲裁判断自体は非公開)。

---

<sup>46</sup> CAS, Media Release on December 04, 2018: "The CAS ADD imposes a four-year period of ineligibility on curler Aleksandr Krushelnickii". Available at [https://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/Media\\_Release\\_ADD18-03.pdf](https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Media_Release_ADD18-03.pdf) (2019.3.25 アクセス)

CAS AD 18-004

申立人 : IOC & IBSF

被申立人 : Nadezhda Sergeeva (OAR)

仲裁人 : 非公開

スポーツ : ボブスレー

紛争類型 : ドーピング (第一審)

禁止物質 : Trimetazidine (非特定物質)

検査 : 競技会外検査

事案の概要 : 競技者Nadezhda Sergeevaは、OARのボブスレーの競技者である。

競技者は、競技会外検査を受けたところ、IOCは、競技者に対し、違反の疑いのある分析報告を通知した。

その後、競技者は、暫定的資格停止を自発的に受け入れた<sup>47</sup>。

結論 : 違反が認められる。

2018年2月18日の検体採取の日から、8ヶ月の資格停止処分。

理由 : 競技者の違反が「汚染製品」によることが立証された。当事者間の合意に至り、8ヶ月の資格停止処分となった<sup>48</sup>。これを受け、IBSFは、申立てを取り下げた (リリース文のみ公開)。

---

<sup>47</sup> CAS, Media Release on February 24, 2018: “*Decision in case IOC & IBSF v. Nadezhda Sergeeva*”. Available at [https://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/Media\\_Release\\_ADD\\_2018\\_English\\_7.pdf](https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Media_Release_ADD_2018_English_7.pdf) (2019.3.25 アクセス)

<sup>48</sup> CAS, Media Release on October 12, 2018: “*The CAS ADD procedure between the International Bobsleigh and Skeleton Federation (IBSF) and Nadezhda Sergeeva has been terminated*”  
[https://www.tas-cas.org/fileadmin/user\\_upload/Media\\_Release\\_ADD\\_18-05\\_12.10.pdf](https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Media_Release_ADD_18-05_12.10.pdf) (2019.3.25 アクセス)

